

報告第 12 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 24 年 11 月 1 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 11 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町手数料条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 24 年 10 月 1 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表（第6条関係）</p> <p>（1）～（28） 略</p> <p>（29） 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）<u>第61条</u>に規定する証明</p> <p>（30） 略</p>	<p>別表（第6条関係）</p> <p>（1）～（28） 略</p> <p>（29） 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）<u>第103条</u>に規定する証明</p> <p>（30） 略</p>

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。